

住宅改修工事



日本の家屋の特徴として、

- ① 段差が多い・高い(敷居・玄関)
- ② 幅員が狭い(廊下や扉の開口幅等)
- ③ 和式(和式便器・据置浴槽等)

などがあげられます。



これらはすべて高齢者にとって適正な住宅環境とは言えません。例えば、手摺を適正な位置に取り付けることにより、自立した生活が可能(行動範囲の拡大)になり、介護の負担の軽減、そして何より**転倒予防と動作の安全性**等がはかれます。介護保険の認定を受けている方は、下記の工事について介護保険を利用して改修費が支給されます。(支給限度額は最高限度額20万円までで、そのうち対象工事費の7~9割が支給されます。)(負担割合は所得によって異なります)

※必ず施工前の事前申請が必要となります。 ※支給限度基準額を超える部分については全額自己負担となります。

介護保険で適用となる住宅改修[2019年9月現在]

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

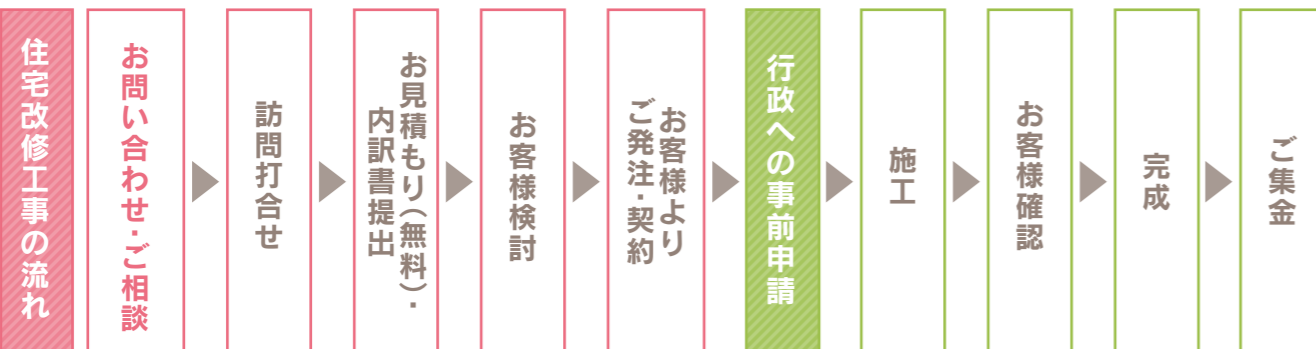


※詳しくは、お住まいの行政窓口へお問い合わせ下さい。

介護保険申請に必要な書類

① 住宅改修費支給申請書	各行政介護保険課窓口にあります
② 内訳書、領収書	当社より提出します
③ 理由書	ケアマネジャーより提出します
④ 改修前後の日付入り写真	当社より提出します
⑤ 承諾書	住宅所有者が被保険者本人以外の場合に必要です
⑥ その他	介護保険証、マイナンバー等

※行政により異なる場合があります。行政窓口にて御確認下さい。



当社では、福祉用具レンタルを考慮した総合的な住宅改修のご提案が可能です。

玄関

玄関を見てみましょう!

- 上がりかまちが高い。
- つかまるところが下足箱のふちなどしかなく、手すりが無い。
- 色々と物が置いてある。

踏み台の設置あるいはいす(介護保険外)の設置
※車椅子等ご利用の場合はスロープ・段差解消機を利用

段差解消に有効な手すり

照明は明るく(介護保険外)

お身体状況等により下足箱等に手すりを設置

浴室

浴室を見てみましょう!

- 洗い場に段差があり、また浴槽のまたぎが高い。
- 滑りやすい洗い場の床タイル、または浴槽であるか。
- 蛇口、タオル掛け等につかまって浴槽の出入りをしている。
- 開き戸のため、ご本人、介助者、ヘルパーさんが洗い場で不便。

浴槽出入りのための手すり

※蛇口につかまって浴槽に入っていないか?

浴槽内での体位の保持及び立ち上がりのための手すり

またぎやすい高さの浴槽へ交換

洗い場の段差解消のための手すり

開き戸から折れ戸への交換
※開き戸のノブ等をつかまって洗い場への出入りをしていないか?

シャワーチェア等利用の場合の立ち上がり用の手すりあるいは洗い場での立位保持のための手すり

段差解消のためのスノコの設置(福祉用具の購入)または洗い場の段差解消

トイレ

トイレを見てみましょう!

- 和式の便器で、立ち座りに不便である。
- 床が滑りやすい。
- 手洗器やドアノブ、タオル掛けにつかまって出入り、移動している。
- 扉の開閉方向が不便。

立ち上がりやすくするため、和式から洋式の便器へ交換。その際は立ち上がりやすい便座高を選び、便器の大きさ等も考慮に入れる。

座位の保持や立ち上がり用の手すり

特殊寝台
床ずれ防止用具
体位変換器
車いす
歩行器歩行車
歩行補助杖
徘徊感知器
手すり
スロープ
移動用リフト
吸引器
トイレ関連
入浴関連
シルバーカキ
杖・シユーズ
その他
住宅改修工事